

○ 大分県林地開発許可審査要領（大分県告示第三二〇号）

改正案

現行

第一〜第三（略）

第一〜第三（略）

第四 手続き上の要件及び一般的事項

第四 手続き上の要件及び一般的事項

規則別表第1に掲げる手続き上の要件及び一般的事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

規則別表第1に掲げる手続き上の要件及び一般的事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

1（略）

1（略）

2 規則別表第1第四号に規定する「申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること」とは、防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。）の整備に必要な資金の手当てが可能であること及び事業体としての信用があることが明らかであることをいう。

2 規則別表第1第四号に規定する「申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること」とは、防災施設の整備に必要な資金の手当てが可能であること及び事業体としての信用があることが明らかであることをいう。

3（略）

3（略）

第五 災害を発生させるおそれに関する事項

第五 災害を発生させるおそれに関する事項

規則別表第2に掲げる災害を発生させるおそれに関する事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

規則別表第2に掲げる災害を発生させるおそれに関する事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

1〜9（略）

1〜9（略）

10 都市計画法等の基準の適合判断

(新設)

第五の1から9までにかかわらず、開発行為が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を要する場合は同法第三十三条第一項第七号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一九一号）第十二条第一項の許可を要する場合は同法第十三条第一項の基準に、同法第三十条第一項の許可を要する場合は同法第三十一条第一項の基準に適合することをもって、法第十

条の二第二項第一号の基準に適合するものとする。ただし、これらの基準のうち第五の1から9までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第六 水害を発生させるおそれに関する事項

規則別表第3第一号に規定する洪水調整池等を設置する場合は、次によるものとする。

1～7 (略)

8 都市計画法の基準の適合判断

第六の1から7までにかかわらず、開発行為が都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を要する場合は同法第三十三条第一項第三号の基準に適合することをもって法第十条の二第二項第一号の二の基準に適合するものとする。ただし、都市計画法の基準のうち第六の1から7までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

第七 (略)

第八 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

規則別表第5第一号に規定する「残置し、又は造成する相当面積の森林又は緑地の配置が適切に行われることが明らかであること」とは、次に掲げるものであることをいう。

1～3 (略)

開発行為の目的	事業区域内における残置森林の割合	森林の配置等
別荘地の造成	森林率はおおむね六〇パーセント以上とする。	一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

第六 水害を発生させるおそれに関する事項

規則別表第3第一号に規定する洪水調整池等を設置する場合は、次によるものとする。

1～7 (略)

(新設)

第七 (略)

第八 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

規則別表第5第一号に規定する「相当面積の残置し、又は造成する森林又は緑地の配置が適切に行われることが明らかであること」とは、次に掲げるものであることをいう。

1～3 (略)

開発行為の目的	事業区域内における残置森林の割合	森林の配置等
別荘地の造成	森林率はおおむね六〇パーセント以上とする。	一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

	<p>スキー場の造成</p>	<p>森林率はおおむね六〇パーセント以上とする。</p>
	<p>ゴルフ場の造成</p>	<p>森林率はおおむね五〇パーセント以上とする。</p>
<p>二 1区画の面積はおおむね 一、〇〇〇平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね三〇パーセント以下とする。</p>	<p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 二 滑走コースの幅はおおむね五〇メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね一〇〇メートル以上の残置森林を配置する。 三 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は、一箇所あたりおおむね五ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には、幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね二〇メートル以上）を配置する。</p>

	<p>スキー場の造成</p>	<p>森林率はおおむね六〇パーセント以上とする。</p>
	<p>ゴルフ場の造成</p>	<p>森林率はおおむね五〇パーセント以上とする。</p>
<p>二 1区画の面積はおおむね 一、〇〇〇平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね三〇パーセント以下とする。</p>	<p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 二 滑走コースの幅はおおむね五〇メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね一〇〇メートル以上の残置森林を配置する。 三 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は、一箇所あたりおおむね五ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には、幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね二〇メートル以上）を配置する。</p>

	<p>工場・事業場の設置</p> <p>森林率はおおむね二五パーセント以上とする。</p>	<p>宿泊施設・レジャー施設の設置</p> <p>森林率はおおむね五〇パーセント以上とする。</p> <p>二 ホール間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね二〇メートル以上）を配置する。</p> <p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>二 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね四〇パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>三 レジャー施設の開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね五ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>一 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部</p>
--	---	---

	<p>工場・事業場の設置</p> <p>森林率はおおむね二五パーセント以上とする。</p>	<p>宿泊施設・レジャー施設の設置</p> <p>森林率はおおむね五〇パーセント以上とする。</p> <p>二 ホール間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね二〇メートル以上）を配置する。</p> <p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>二 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね四〇パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>三 レジャー施設の開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね五ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>一 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部</p>
--	---	---

住宅団地の造成	森林率はおおむね二〇パーセント以上とする（緑地を含む。）。	<p>に森林を配置する。</p> <p>二 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>一 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>二 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
掘 土石等の採		<p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>二 採掘跡地は必要に応じ埋戻しを行い、緑化及び植栽する。また、</p>
住宅団地の造成	森林率はおおむね二〇パーセント以上とする（緑地を含む。）。	<p>に森林を配置する。</p> <p>二 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>一 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>二 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
掘 土石等の採		<p>一 原則として周辺部に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>二 採掘跡地は必要に応じ埋戻しを行い、緑化及び植栽する。また、</p>

太陽光発電設備の設置		<p>法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い、植栽する。</p>
太陽光発電設備の設置	<p>一 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四〇ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね二五パーセント（残置森林率はおおむね一五パーセント）以上とする。</p> <p>二 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四〇ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね六〇パーセント以上とする。</p>	<p>一 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りよう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>二 開発行為に係る一箇所当たりの面積（注）はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四十ヘクタール以上の場合は、四のとおり全て残置森林）を配置する。</p> <p>三 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上四〇ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね三〇メートル以上</p>
太陽光発電設備の設置	<p>森林率はおおむね二五パーセント（残置森林率はおおむね一五パーセント）以上とする。</p>	<p>法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い、植栽する。</p>
太陽光発電設備の設置	<p>一 原則として周辺部に残置森林を配置し、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が二〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね幅三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね三〇メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。また、りよう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>二 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>（新設）</p>

注1～6 (略)

7 規則別表第五第四号に規定する「善良に維持管理されることが明らかであること」とは、残置森林等について申請者が権原を有していることを原則とし、許可権者との間で残置森林等の維持管理につき協定を締結する等将来にわたり保全されることが明らかであることという。なお、残置森林等については、森林の公益的

の残置森林又は造成森林（おおむね三〇メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。

四 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が四〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね三〇メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

(注) 「二箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

注1～6 (略)

7 規則別表第五第四号に規定する「善良に維持管理されることが明らかであること」とは、残置森林等について申請者が権原を有していることを原則とし、許可権者との間で残置森林等の維持管理につき協定を締結する等将来にわたり保全されることが明らかであることという。さらに、3の表に規定する残置森林等の割合

(新設)

(新設)

第九

(略)

機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととする。事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があつた場合は、残置森林等の面積等が下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。

第九

(略)

及び森林の配置等は、施設の増設及び改良を行う場合であっても適用されるものであること。